

平成22年9月1日
(照会先)
リスク・コンプライアンス部長 寺沢 徹
障害年金業務部長 郡山 昌文
(電話直通 5344-1112)
経営企画部広報室
(電話直通5344-1110)

報道関係者 各位

准職員の懲戒解雇について

平成22年9月1日付で、当機構職員制裁規程に基づき、職員の制裁を行いましたので、下記のとおり公表します。

事項	内容
事案の概要	非違行為者は、その妻及び友人を請求者とし、障害年金の請求書及び診断書等を偽造の上、請求行為を行った。(障害年金の支給決定は行われていない。)
懲戒解雇年月日	平成22年9月1日
非違行為者の所属等	機構本部障害年金業務部准職員(行為時)
制裁量定	懲戒解雇

注 准職員;有期雇用契約(機構設立当初は1年間)の職員であり、管理職へは登用されない職員である。

1 事実関係

荒川年金事務所（東京都荒川区）において、東京事務センターから記入漏れがある旨で返戻された障害年金請求に係る診断書を、これを作成した医療機関に照会したところ、当該医療機関の医師から、「請求者は当院の受診歴のない方で、診断書に押されているゴム印も当院のものではない。」との回答があった。

このため、機構本部において、行為の全容を解明するための調査を進めていたが、平成22年5月25日に機構本部准職員（非違行為者）より、障害年金の請求書・診断書等の偽造及び請求を行ったとの申出があった。

○非違行為者 機構本部障害年金業務部 准職員（行為時）

○非違行為者が自認した障害年金請求

以下の2件であり、いずれも請求書は回収済み

行為者の妻を請求者とする障害年金請求

行為者の友人を請求者とする障害年金請求

2 対応等

○機構からの報告を受け、厚生労働省は、平成22年6月3日に詐欺未遂、有印私文書偽造及び偽造私文書行使により、非違行為者を警察当局に告訴した。

○機構は、当機構職員制裁規程に基づき、非違行為者を本日付けで懲戒解雇した。